

久留米市地産地消推進店の登録要領

1 目的

市民が身近な場所で久留米地域産農産物等を購入・消費する機会を増やすことは、久留米地域産農産物への愛着と「食」と「農」への理解促進及び消費拡大を図るために重要である。

この要領は、久留米地域産の農産物等を積極的に販売・活用する店舗等を「久留米市地産地消推進店」として登録することに必要な事項を定める。

2 申請・登録の対象者

久留米市地産地消推進店の登録の申請を行うことができる者(以下「申請者」という。)は、対象店舗等の事業主(直売所及び直売コーナーにおいては出荷者及び出荷団体も含む。)とする。

3 登録基準

(1) 市長は、前項に規定する申請者が久留米市地産地消推進店の登録を申請したときは、別に定める基準に基づき当該申請者の店舗を登録するか否かを判断するものとする。

(2) (1)の場合において、申請者が次のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 登録の方法

(1) 登録の申請

市長は、登録を希望する申請者に対し、別紙様式第1号の登録申請書に店舗及び売場、料理加工品等の写真を添付して提出させるものとする。

市長は、申請者が法人の場合は、上記の添付書類のほか当該申請者が前項に掲げる者に該当するかどうかを確認するため、当該法人の役員名簿、別紙様式第5号を提出させることができる。

(2) 申請書の受付と登録

随時。奇数月の15日までに申請を受けたものをまとめて、翌月1日に登録する。

登録の方法は、登録基準に基づき審査を行うものとする。登録された者に対しては、別紙様式第2号の登録証を交付する。

登録期間については登録日から、辞退の申し出があった日までとし、年に一回のアンケート調査の際に継続の意志を確認する。

(3) 登録事項の変更

登録された者は、名称、所在地等登録申請書に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を連絡するものとする。

(4) 登録の辞退

登録店が、廃業等によりその営業を終了した場合、または登録の辞退を希望する場合は、別紙様式第3号の辞退届けを提出するものとする。

(5) 登録の取り消し

久留米市は、登録されたものが次のいずれかに該当することが確認された場合、別紙様式第4号により登録を取り消すものとする。

- ①登録された者から、別紙様式3号による辞退の申し出があった場合
- ②別に定める登録基準を満たさなくなった場合
- ③公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- ④3(2)に該当することが明らかになった場合
- ⑤営業の実態が確認出来ず、事業主との連絡が取れない場合。
- ⑥地産地消推進店更新意向アンケート調査において、アンケートの回答提出等による更新の意向確認がされない場合

(6) 書類の提出機関

登録に関する書類は、久留米市農政部農政課に提出するものとする。

5 調査

久留米市は、登録者について、登録基準等を満たしているかを隨時調査、もしくは、アンケート等を収集することができる。

6 登録証およびPR資材の配布

久留米市は、4(2)の登録を行った場合、当該認定者に対し、久留米市地産地消推進店の登録証(以下「登録証」という。)及びPR資材(のぼり・ポスター・ステッカーなど)を、以下のとおり、配布する。

ある一定期間を経過したのぼり・ポスター・ステッカーは、状態を確認し、新しいものと無料で交換する。規定数以上ののぼりは、実費相当額にて配布する。

また、新規に作成したPR資材は、無料で配布する。

| | 地産地消推進店 (直売所・小売店・ 加工食品販売店・ 飲食店など) | 地産地消コーナー (直売コーナー) | 実費相当額 |
|-------|--|----------------------|---------|
| のぼり | 2枚 | 2枚 | 500円／1枚 |
| ポール | 2本 | 2本 | — |
| ポスター | 4枚 (4色から選択可) | 4枚 (基本カラーのみ) | — |
| ステッカー | 4枚 | — | — |